

県南広域振興局長告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年1月5日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 開発工区に含まれる地域の名称

(1) 2工区 北上市和賀町後藤2地割114番2の一部、114番3の一部、116番2、116番6の一部、116番7、116番8、118番2、118番6の一部、118番7、209番1、209番2の一部、210番1、210番3の一部、211番1、211番2の一部、211番3の一部、214番2、218番2、222番2、226番3、226番4の一部、230番3、230番5、234番4、234番5、234番6、238番4、238番5、238番7、242番2、246番2、250番2の一部、254番3、254番5、258番2の一部、262番2、266番2の一部、270番3、270番5、274番2の一部、277番の一部、278番1の一部、278番3、278番4の一部、278番5、279番1の一部、280番1の一部、281番1の一部、282番1、282番2の一部、285番2、289番5の一部、289番6の一部、289番7の一部、289番8の一部、289番9の一部、289番10の一部、293番4の一部、383番1の一部、386番の一部、387番の一部、390番の一部、391番の一部、407番の一部、408番の一部、409番の一部、410番の一部、411番の一部、412番の一部、413番の一部、418番の一部、419番の一部、420番の一部、421番の一部、422番の一部、423番の一部、424番の一部及び425番の一部

(2) 3工区 北上市和賀町後藤2地割277番の一部、278番1の一部、278番4の一部、279番1の一部、280番1の一部、281番1の一部、289番5の一部、289番6の一部、289番11の一部、293番4の一部、297番3の一部、297番4の一部、300番2、300番3の一部、304番3の一部、304番4の一部、308番3、308番5、312番4の一部、312番5の一部、312番6の一部、315番2、319番2の一部、320番の一部、321番3、321番5、325番5の一部、325番6の一部、325番7の一部、325番8の一部、327番4、327番6、327番8、330番1、330番2の一部、331番2の一部、333番2、337番2の一部、339番2、345番3、345番5、351番5の一部、386番の一部、387番の一部、407番の一部、408番の一部、409番の一部、410番の一部、411番の一部、412番の一部、413番の一部及び414番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市芳町1番1号 北上市